

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 処分業許可申請の手引

(令和元年12月改訂)



三 重 県

目 次

1 許可申請等にあたっての留意事項	1
2 許可申請の種類と様式及び添付書類	3
3 産業廃棄物処分業許可申請書（新規・更新） 記載例	
様式第八号（第1面～第3面）	7
様式1-1～様式1-6 事業計画の概要を記載した書類、 処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類	10
様式4 誓約書	16
様式5 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	17
様式6 資産に関する調書	18
<参考>	
1 経理的基礎の審査にかかる書類について	19
書式1 収支・資金計画書（法人用）	20
書式2 収支・資金計画書（個人用）	21
書式3 売上高内訳書	22
2 優良産業廃棄物処理業者認定制度について	25
4 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（変更） 記載例	
様式第十号（第1面）	26
5 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書（新規・更新） 記載例	
様式第十四号（第1面）	27
6 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書記載例	
様式第十六号（第1面）	28
7 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分業変更届について	29
様式第十一号 産業廃棄物処理業変更届出書記載例	31
様式第十七号 特別管理産業廃棄物処理業変更届出書記載例	32
様式7 役員等新旧対照表	33
8 （特別管理）産業廃棄物処理業に係る特定欠格要件該当届について	34
様式8 （特別管理）産業廃棄物処理業に係る特定欠格要件該当届出書記載例	36
9 問い合わせ先	37

許可申請等にあたっての留意事項

◎ 処分業許可申請書等の提出に先立ち、「三重県産業廃棄物処理指導要綱」に基づく諸手続きが完了している必要があります。諸手続きの内容については、許可申請書提出先にご確認ください。

1 許可申請書提出部数及び提出先

・ 県内業者の場合

正本1部、副本1部（申請書を受理した後に返却します。）を管轄する地域防災総合事務所（または地域活性化局）環境室へ提出してください。

・ 県外業者の場合（県外業者であって、事務所、事業場及び移動式の処理施設の保管場所のいずれも県内に有さず、県外に移動式の処理施設の保管場所を有する場合）

正本1部、副本1部（申請書を受理した後に返却します。）を県庁環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課へ提出してください。

2 申請手数料（三重県収入証紙で納付）

業の種類	新規許可申請	更新許可申請	変更許可申請
産業廃棄物処分業	100,000円	94,000円	92,000円
特別管理産業廃棄物処分業	100,000円	95,000円	95,000円

※三重県収入証紙販売所：(株)百五銀行、その他（各申請窓口へお問い合わせください。）

3 更新許可申請の申請書提出時期

許可期限の2か月前を目安に提出してください。

※許可期限を経過した場合、一切受付せず、新規で許可申請いただくこととなります。

4 許可申請に必要な講習会

許可申請に先立ち、許可基準である「処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者」と認められるために、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが行う『**産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（処分課程）**』を受講し、修了証を取得する必要があります。

(1) 受講対象者

[申請者が法人である場合]：その代表者若しくはその業務を行う役員（**監査役等を除く**）又は政令第6条の10に定める使用人

[申請者が個人である場合]：当該申請者又は政令第6条の10に定める使用人

<政令で定める使用人>

① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の**代表者**

② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの**代表者**

(2) 申請に有効となる講習会修了証

[新規（更新）許可申請の場合]

① 許可申請の日（更新の場合、現有許可の有効期限の満了の日の翌日）から遡って**5年以内**に受講し、修了した新規許可講習会修了証の写し。

② 許可申請の日（更新の場合、現有許可の有効期限の満了の日の翌日）から遡って**2年以内**に受講し、修了した更新許可講習会修了証の写し。**(※)**

[変更許可申請の場合]

変更許可前の許可申請時に添付した講習会修了証を添付していただければ、変更許可申請時には有効期限を問いません。

(※) 過去に新規講習会を修了したことが確認できない役員等の更新講習会修了証は、有効な許可申請の添付書類としては取り扱いませんのでご注意ください。

5 その他

(1) 変更許可

次のような場合には、事前に変更許可を受けなければなりません。

- ① 処分の方法の追加
- ② 処分の方法ごとに取り扱う産業廃棄物の種類の追加（「石綿含有産業廃棄物を除く。」から「石綿含有産業廃棄物を含む。」、「水銀含有ばいじん等を除く。」から「水銀含有ばいじん等を含む。」への変更等も変更許可の対象になります。）

(2) 変更届

次のような場合には、変更が生じた日から**10日以内（商業登記簿謄本の添付を必要とする場合は30日以内）**に変更届出書（様式第十一号又は様式第十七号）を提出してください。

なお、詳細は、「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分業変更届について」（P29）を参照してください。

- ① 住所、氏名又は名称
- ② 法定代理人、役員、5%以上の株主又は出資者、政令で定める使用人
- ③ 事務所及び事業場の所在地
- ④ 事業の用に供する施設、並びにその設置場所及び構造又は規模
- ⑤ 保管の場所に関する次の事項
 - ・ 所在地、面積
 - ・ 保管する産業廃棄物の種類
 - ・ 処分等のための保管上限
 - ・ 保管の高さのうち最高のもの
- ⑥ 事業の一部廃止（処分の方法の減少、または処分の方法ごとに取り扱う産業廃棄物の種類の減少など）

なお、住所・法人名・代表者の変更により許可証の書き換えを希望される場合は、許可証を返納する必要があります。

また、変更内容によっては「三重県産業廃棄物処理指導要綱」の手続きが必要になるものもありますので、事前に許可申請書提出先にご相談ください。

(3) 欠格要件該当届出

申請者が、法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イ又はチに係るものを除く。）又は法第14条第5項第2号ハからホまで（法第7条第5項第4号イ若しくはチ又は法第14条第5項第2号ロに係るものを除く。）に規定する欠格要件のいずれかに該当するに至った場合は、その該当するに至った日から**2週間以内**に、また、申請者、法定代理人、役員又は使用人が法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当するに至った場合は、**遅滞なく**、欠格要件該当届出書（様式8）を提出しなければなりません。

なお、詳細は「(特別管理) 産業廃棄物処理業に係る特定欠格要件該当届について」（P34）を参照してください。

(4) 廃止届

事業の全部を廃止した場合、廃止の日から**10日以内**に廃止届出書（様式第十一号又は様式第十七号）を提出し、廃止届出書に併せて許可証を返納してください。

許可申請の種類と様式及び添付書類

申請される許可の種類ごとに、下記の申請書及び添付書類を提出してください。

提出する書類	産業廃棄物 処分業			特別管理 産業廃棄物 処分業		
	新規	変更	更新	新規	変更	更新
産業廃棄物処分業許可申請書（1～3面）	○		○			
産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（1～3面）		○				
特別管理産業廃棄物処分業許可申請書（1～3面）				○		○
特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（1～3面）					○	
添 付 書 類						
1 事業計画の概要を記載した書類 処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類【様式1-1～様式1-6】	○	○	○	○	○	○
2 事業の用に供する施設（保管場所を含む。）の構造等を明らかにする書類 (1) 処理施設許可証（許可対象外施設を除く。） (2) 処理施設使用前検査通知書 (3) 平面図、立面図、断面図、構造図及び施設の外観写真 (4) 設計計算書（種類毎の処理能力が分かる資料） (5) 廃棄物の保管面積、保管容量及び保管容量計算書（種類毎） (6) 全体平面図（施設の設置位置、保管場所及び地番を明示） (7) 当該付近の見取り図 (8) 最終処分場にあつては周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（当該施設が法第15条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。）	○	△	△	○	△	△
3 事業計画地及び2の施設の所有権又は使用権原を有することを証する書類 (1) 事業計画地 ・公図 ・登記簿謄本 ・借地の場合は賃貸借契約書の写し (2) 施設 ・売買契約書の写し（リースの場合は賃貸借契約書の写し） ・領収書又は使用承諾書	○	△	△	○	△	△
4 申請者が法人である場合 ・定款又は寄附行為 ・商業登記簿謄本（ 履歴事項全部証明書 ）	○ 注1	○ 注1	○ 注1	○ 注1	○ 注1	○ 注1
5 申請者が個人である場合 ・住民票（ 本籍地記載のもの ） ・精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（注2）	▲ 注1	▲ 注1	▲ 注1	▲ 注1	▲ 注1	▲ 注1
6 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 ・公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが行う産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（ 処分課程 ）を修了した者にあつては、その新規講習会修了証又は更新講習会修了証の写し（各申請に有効な修了証についてはP1を参照）	○	□	○	○	□	○
7 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面【様式4】	▲	▲	▲	▲	▲	▲

提出する書類	産業廃棄物 処分業			特別管理 産業廃棄物 処分業		
	新規	変更	更新	新規	変更	更新
8 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合 ・法定代理人の住民票（ 本籍地記載のもの ） ・法定代理人の精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（注2）	▲ 注1	▲ 注1	▲ 注1	▲ 注1	▲ 注1	▲ 注1
9 申請者が法人である場合 ・法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票（ 本籍地記載のもの ） ・同役員の精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（注2）	▲ 注1	▲ 注1	▲ 注1	▲ 注1	▲ 注1	▲ 注1
10 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者が個人である場合には住民票（ 本籍地記載のもの ）及び精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（注2）、法人である場合には商業登記簿謄本（ 履歴事項全部証明書 ）	▲ 注1	▲ 注1	▲ 注1	▲ 注1	▲ 注1	▲ 注1
11 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票（ 本籍地記載のもの ）及び精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（注2）（注3）	▲ 注1	▲ 注1	▲ 注1	▲ 注1	▲ 注1	▲ 注1
12 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類【様式5】	○	○	○	○	○	○
13 申請者が法人である場合 ・直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表 ・直前3年の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（法人税の確定申告書（注4、別表一（一）、別表四）の写し及び納税証明書（その1））	○ 注5	○ 注5	○ 注5	○ 注5	○ 注5	○ 注5
14 申請者が個人である場合 ・資産に関する調書【様式6】 ・直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（所得税の確定申告書の写し及び納税証明書（その1））	○ 注5	○ 注5	○ 注5	○ 注5	○ 注5	○ 注5
15 経理的基礎に係る追加書類が必要な場合 ・P19に掲げる書類【書式1～3】	○ 注6	○ 注6	○ 注6	○ 注6	○ 注6	○ 注6
16 取扱う特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類				○	○	○
17 取扱う特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が、当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類				○	○	○
18 その他 ・他都道府県市において許可を取得している場合には、その許可証の写し ・現在取得している許可証（本県分）の写し ・代理人が申請する場合、委任状	○			○		
		○	○		○	○
	○	○	○	○	○	○

「○」の書類は、必ず必要な書類となります。

「△」の書類は、変更のある場合にのみ添付が必要な書類となります。

「▲」の書類は、「先行許可制度」を活用した場合に省略することができる書類です。詳細は6ページをご覧ください。

「□」の書類は、変更許可申請前の許可の申請時に有効な修了証を添付していただければ、変更申請時には有効期限を問いません。

注1) 住民票、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、納税証明書、登記事項証明書（登記されていないことの証明書）（東京法務局が交付する成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する書類。以下同じ。）等発行日のある添付書類については申請日以前3ヶ月以内に発行された最新の情報にかかるものを添付してください。

なお、これらの書類は、原本を提示していただくことで、写しによる提出を可とします（原本は、その場で返却します）。

注2) 「精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」として、登記事項証明書（登記されていないことの証明書）を添付してください。これによらない場合、医師の診断書、認知症に関する試験結果等を添付してください。

注3) 使用人が存在する場合は、**使用人であることの申立書（任意様式）**を求めることがあります。

注4) 確定申告書は、原則、税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定申告書の写しを添付してください。

注5) 直近3年分の経理書類が提出できない場合は、**申立書（任意様式）**を提出してください。

注6) 法人は決算の、個人は資産等の状況によって、または営業実績が3年未満の場合は、追加書類を提出していただく必要があります（P19「1 経理的基礎の審査にかかる書類について」参照）。

なお、経理的基礎の審査の考え方については「産業廃棄物処理業等許可に係る経理的基礎の審査ガイドライン」を参照してください。

※郵送による許可証の送付を希望される場合、簡易書留にて発送しますので返信用封筒に460円分の切手を貼付したものを提出ください。

【添付書類を一部省略できる「先行許可制度」をご活用ください！】

他都道府県等で既に許可を受けた産業廃棄物処理業等の許可証（原本）を提示（写しを提出）していただくことにより、3ページから4ページの「▲」のついた添付書類を以下の表のとおり省略することができる場合があります。加えて、以下の点にご注意ください。

なお、提出のあった許可証（原本）は申請受付後ただちに返却します。

- ・提出する許可証の申請時と比較し、新たな役員、出資者、政令で定める使用人等が存在する場合は、その者の添付書類は省略できません（出資者等の変動を確認するため、別途資料を求める場合があります。）。
- ・申請者が個人である場合、許可証記載事項について確認するため、住民票を求める場合があります。
- ・優良認定を受けた場合は許可期限が7年間になりますが、許可を受けてから5年間を超えた許可証については先行許可証として使用できません。

先行許可証として活用できる許可証の種類	省略することができる添付書類
産業廃棄物収集運搬業許可証 産業廃棄物処分業許可証 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証 特別管理産業廃棄物処分業許可証 産業廃棄物処理施設許可証 ※新規申請の場合は、許可申請時点で「許可の有効年月日」に残期間があり、かつ、「規則第〇〇条第〇項の規定による許可証の提出の有無」が「無」の許可証に限ります。 ※変更許可申請の場合は、許可申請時点で「許可の有効年月日」に残期間があり、かつ、「規則第〇〇条第〇項の規定による許可証の提出の有無」が「無」の許可証に限ります（変更しようとする三重県の現有許可証は先行許可証として活用できます）。 ※更新許可の場合は、更新しようとする三重県の現有許可証の「有効年月日」より後まで有効なもので、かつ「規則第〇〇条第〇項の規定による許可証の提出の有無」が「無」の許可証に限ります（更新しようとする三重県の現有許可証は先行許可証として活用できません。）。	添付書類5、7、8、9、10、11の全ての書類 ①住民票 ②法人株主、法人出資者の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ③精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ※申請者である法人の商業登記簿謄本は省略できません。

(許可証例)

許可番号第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

△△△△△許可証

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇
 氏名 〇〇〇〇〇

☆☆県知事
(☆☆市長)

許 可 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
 許可の有効年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

1 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

3 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

4 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

5 規則第〇〇条第〇項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

(第1面)

産業廃棄物処分業許可申請書	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
三重県知事殿	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>・法人の場合は、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に記載されている本店住所・名称を、個人の場合は、住民票に記載されている住所・氏名を記載してください。</p> </div>	<p>申請者 〒****-**** 住所 三重県〇〇市〇〇町〇番地 氏名 三重〇株式会社 代表取締役 三重一郎 電話番号 059-〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>代理人 住所 三重県〇〇市〇〇町〇番地 氏名 行政書士 伊勢次郎 職印 電話番号 059-〇〇〇-〇〇〇〇</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
<p>事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)</p>	<p>中間処分(破碎) がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 以上 1種類</p> <p>最終処分(埋立) がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 以上 1種類</p>
事務所及び事業場の所在地	事務所 〇〇市〇〇町〇番地 電話番号 059-〇〇〇-〇〇〇〇
	事業場 〇〇市〇〇町3-4 他〇筆 電話番号 059-〇〇〇-〇〇〇〇
<p>事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)</p>	<p>種類：破碎施設 設置場所：三重県〇〇市〇〇町〇番地 設置年月日：令和〇〇年〇〇月〇〇日 処理能力：40 t/日(8h) 1基 許可年月日：令和〇〇年〇〇月〇〇日 許可番号：環境第〇〇号</p> <p>種類：最終処分場 設置場所：三重県〇〇市〇〇町〇番地 設置年月日：令和〇〇年〇〇月〇〇日 処理能力：埋立面積〇〇〇〇m²、埋立容量〇〇〇〇m³ 許可年月日：令和〇〇年〇〇月〇〇日 許可番号：環境第〇〇号</p>
<p>保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>所在地：三重県〇〇市〇〇町〇番地 面積：〇〇m² 種類：がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 保管上限：〇m³ 積み上げ最高高さ：〇m</p>
<p>事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要</p>	<p>様式1-2~3のとおり。</p>
※ 事務処理欄	

商業登記簿謄本に記載の資本金の額を記載してください。

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上を出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者)

発行済株式の総数	10,000株		出資の額	1,000万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍	
		割合	住所	
みえ いちろう 三重 一郎	昭和○年 ○月○日	120株	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	
		40%	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	
とば じろう 鳥羽 次郎	昭和○年 ○月○日	30株	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	
		10%	同上	
かぶしきがいしゃ 〇〇株式会社		150株	(本社) 〇〇県〇〇市〇町〇番地	
		50%		

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
〇〇 〇〇	昭和○年○月○日	〇県〇市〇町〇番地
	◆◆工場長	〇県〇市〇町〇番地

※使用人とは、次に掲げるものの**代表者**であるものとする。

1. 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
2. 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書類を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式 1-1 (産業廃棄物処分業の場合)

事業計画の概要

【以下がれき類の処理についての事例】

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

建設現場で発生するがれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。) を当社津リサイクルセンターで受入を行う際、目視等で不純物が混入されていないことを確認し、破砕処分を行う。

破砕したがれき類 (RC) は、再生骨材として、また、鉄筋は鉄くずとして売却する。

がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。) は、当社松阪埋立処分場で直接、埋立処分を行う。

(水銀使用製品産業廃棄物は取り扱わない。)

水銀使用製品産業廃棄物を取り扱わない場合は、記載してください。

2. 処分する (特別管理) 産業廃棄物の種類及び処分量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	処分量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)	○t/月	固形	(株)○○興業 三重県桑名市○○	破砕	三重○株式会社 津リ サイクルセンター 三重県津市○○
2	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)	○t/月	固形	○○土木(株) 愛知県○○市	埋立	三重○株式会社 松阪 埋立処分場 三重県松阪市○○
3						
4						

- ・変更許可の場合は、上部に既に許可を受けた種類を記載し、その下に**朱書き**で追加した廃棄物の種類を記載してください。
- ・がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず等については、石綿含有産業廃棄物を含む場合は2段書きにして記載してください。
- ・燃え殻、鉍さい、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリについては、水銀含有ばいじん等を含む場合は2段書きにして記載してください。
- ・水銀使用製品産業廃棄物を取り扱う場合は、その廃棄物の種類について2段書きに記載してください。
- ・水銀使用製品産業廃棄物を取り扱わない場合は、1. 事業の全体計画にその旨を記載してください。
- ・業種指定のある廃棄物の種類については、**排出事業者の業種も記載**してください。
- ・「廃石膏ボード」は「ガラスくず等」として取り扱ってください。

備考 取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

様式 1 - 2

3. 施設の概要	
処理施設の種類	破碎施設（施設許可対象施設）
設置場所	三重県〇〇市〇〇町〇番地
設置年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日 *原則として、使用前検査結果通知書の検査年月日を記載してください。
処理能力	がれき類：40トン/日（8h） ＜別添設計計算書のとおり＞ *処理する産業廃棄物が複数ある場合は、その種類毎に日能力で記載してください。
廃棄物の種類	がれき類
処理施設の処理方式及び設備の概要	処理方式：ジョークラッシャー 設備の概要：別添〇のとおり
環境保全設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・粉じん及び騒音対策として、施設は建屋内に設置し、また、施設には散水設備を設けます。 ・振動対策として、基礎を強固にすると共に、防振装置を設置する。 ・運行車両のタイヤ付着物を洗浄するための洗車場を設置する。
記載内容については「三重県産業廃棄物処理指導要綱」に基づく協議結果を反映してください。	

様式 1-3 ※最終処分場の記載例です（中間処理業の場合は必要ありません）。

4. 最終処分場	
最終処分場の種類及び名称	種類：安定型最終処分場 名称：株〇〇〇〇 松阪埋立処分場
設置場所	松阪市〇〇番地
設置年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
最終処分場の規模等	埋立面積 〇〇m ² 全体面積△△m ² 埋立容量 〇〇m ³ 残存容量〇〇m ³
埋立対象廃棄物の種類	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
構造及び設備の概要	設備の概要：別添〇のとおり ※ 設備の概要は、つぎの内容を記載してください。 ・ 囲い、門扉、立札 ・ 擁壁、えん堤（構造、崩壊防止措置等） ・ 開渠 ・ 集排水設備、調整池、浸出液処理設備、地下水採取設備、ガス抜き設備 ・ 洗車設備、駐車場、管理事務所
放流水の水質等	放流水の水質（項目と水質）：別添〇のとおり 放流水及び地下水の測定頻度：別添〇のとおり
その他環境保全対策	環境保全対策：別添〇のとおり ※ 環境保全対策には、つぎの内容を記載してください。 ・ 廃棄物の飛散、流出防止対策 ・ 悪臭防止対策 ・ 火災防止対策 ・ ねずみ、蚊、はえ等の発生防止対策 ・ 設備の保守点検内容 など
記載内容については「三重県産業廃棄物処理指導要綱」に基づく協議結果を反映してください。	

様式 1 - 4

5. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日及び組織及び従業員数を含む。）

(1) 処理工程図

別添処理フロー図のとおり

(2) 処分業務を行う時間

8 : 30 ~ 17 : 30 (12 : 00 ~ 13 : 00 は休憩)

(3) 休業日

土曜日、日曜日、祝休日

お盆（8月○日から○日）、年末年始（12月○日から1月○日）

定期点検期間中（定期点検は、原則として毎月1回土曜日に行う。）

(4) 組織

別添の組織図のとおり

(5) 従業員数

14人

従業員数の内訳

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の7に 規定する使用人	相談役、顧問 等申請書の登 記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
3人	1人	0人	2人	5人	3人	0人	14人

様式 1-5

6. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講じる措置

- ・動力は電気を使用するため、排ガスは発生しない。
- ・粉じんについて、作業時に注意を払うとともに、必要に応じて散水により防止する。
- ・散水は、粉じん飛散防止のための最小限のものであり、雨水以外の排水はない。
- ・施設は建屋内に設置し、粉じん及び騒音の防止を図る。
- ・振動については、基礎を強固にすると共に、防振装置を設置する。
- ・腐敗性有機物の付着したものは取扱わないため、悪臭の発生はない。
- ・洗車場を設置し、運行車両のタイヤ付着物を洗浄する。

(2) 保管施設において講じる措置

- ・保管する廃棄物：がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）
- ・保管方法：床面コンクリート（厚さ〇〇cm）、屋外にてバラ積み保管する。
- ・保管能力等：面積〇〇m² 保管量〇〇m³ 積み上げ高さ〇m

*産業廃棄物の種類ごとに保管方法及び保管能力等（根拠となる図面等から導き出された数字）を記載してください。

(3) 最終処分場において講じる措置

- ・石綿の飛散防止のため、埋立後、速やかに厚さ15cm以上の覆土を行う。

記載内容については「三重県産業廃棄物処理指導要綱」に基づく協議結果を反映してください。

様式 1 - 6

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類		
処分後の産業廃棄物の種類	・破砕物 : RC (製品)、鉄くず ・処分 (破砕) に伴って発生する産業廃棄物はない。	
発生量 (t/月又はm ³ /月)	有価物 RC (製品) ○トン/月 鉄くず ○トン/月	
処 理 方 法	自己処理	(処分場所)
	委託処理	(処分業者名)
		(所在地)
	埋立処分 中間処理 売却	
中間処理、売却の場合は具体的な方法		
(株)〇〇 (所在地: 三重県〇〇市) に下記内容で売却する。		
・路盤材及び製鉄原料として利用する。		
・廃プラ等の不純物を含まないこと。		
・RC 売却価格〇〇円/トン、 運搬費用〇〇円/トン (当社負担)		
・鉄くず 売却価格〇〇円/トン、 運搬費用〇〇円/トン (当社負担)		
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。		

記載内容については「三重県産業廃棄物処理指導要綱」に基づく協議結果を反映してください。

(第 10 面)

様式 4

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三 重 県 知 事 様

申請者

住所 三重県〇〇市〇〇町〇番地

氏名 株式会社 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

様式5

事業の開始に要する資金の総額 及びその資金の調達方法		<ul style="list-style-type: none"> ・個人、法人とも必要な書類です。 ・更新許可申請についても必要な書類です。 ・今後5年間（優良認定申請者は7年間）における事業全体の開始又は継続に係る額を記載してください。 	
内 訳	金 額 (千円)		
事業の開始等に要する 資金の総額	207,000	必要資金の合計額を記 載してください。	
施設整備資金	6,000		
(施設名称等)	車両1台 重機1機	既存の施設をそのまま使用する場 合は、その旨を記載してください。	
売 上 原 価	70,000		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	80,000		
借 入 金 返 済	20,000		
維持管理積立金	30,000	最終処分場設置者は、最終処分場に係る維 持管理積立金を記載してください。	
その他必要資金	1,000		
(用途)	営業外費用（支払利息等）		
調 達 方 法	売 上 金	190,000	今後5年間に新たな借入を予定して いる金額を記載してください。
	借 入 金	25,000	
	(借入先名) (借入条件)	借 入 先 : ○○銀行 ○○支店 利 率 : ○○% 返 済 期 間 : 10年間 年 間 返 済 額 : ○○	上記の項目にあてはまらない資金調 達について記載してください。
	その他資金調達		
(調達方法)			
備考	内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

様式6

資 産 に 関 す る 調 書 (個 人 用)			
			年 月 日現在
資 産 の 種 別	内 容	数 量	価 格、金 額 (千 円)
現 金 預 金	普通預金		60,000
有 価 証 券	株 券		5,000
未 収 入 金			
売 掛 金	売上代金		1,000
受 取 手 形	売上代金		3,000
土 地	事業用地	500m ²	20,000
建 物	事務所	1棟	15,000
備 品	パソコン	2台	500
処 理 施 設	破碎施設	1台	20,000
そ の 他			
資 産 計			124,500
負 債 の 種 別	内 容	数 量	価 格、金 額 (千 円)
長 期 借 入 金	銀行借入		15,000
短 期 借 入 金	代表者借入		5,000
未 払 金	未払い保険料		30
預 り 金	従業員預り金		200
前 受 金			
買 掛 金	仕入代金		5,000
支 払 手 形	仕入代金		3,000
そ の 他			
負 債 計			28,230

※日付を必ずご記入ください。

<参 考>

1 経理的基礎の審査に係る書類について

【提出書類】

① 基本書類

<法人の場合>

- ・事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式5）
- ・直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
- ・直前3年の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
（確定申告書（別表一（一）、別表四）の写し及び納税証明書（その1））

<個人の場合>

- ・事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式5）
- ・資産に関する調書（様式6）
- ・直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
（確定申告書の写し及び納税証明書（その1））

② 追加書類

<法人の場合>

- ・収支・資金計画書（法人用）（書式1）
- ・売上高内訳書（書式3）

<個人の場合>

- ・収支・資金計画書（個人用）（書式2）
- ・売上高内訳書（書式3）

※追加書類については、左記の書類に代えて、中小企業診断士、公認会計士等の診断書等も可としますが、内容として必ず左記追加書類の内容を含むものとしてください。
※1年間の売上高の前期比伸び率が15%を超える場合は、三重県との協議の上で中小企業診断士が作成した診断書を提出してください。

提出書類は下表を参照してください。

なお、必要に応じて別に書類を求めることがあります。

<法人の場合>

ケース	自己資本比率 (直前期)	当期純利益 (3期平均)	経常利益 (3期平均)	必要書類等
ケース1	10%以上	プラス	プラス	基本書類
ケース2		プラス	マイナス	
ケース3		マイナス	プラス	
ケース4		マイナス	マイナス	
ケース5	0%以上10%未満	プラス	プラス	基本書類
ケース6		プラス	マイナス	
ケース7		マイナス	プラス	
ケース8		マイナス	マイナス	
ケース9	0%未満 【債務超過】	プラス	プラス	基本書類+追加書類
ケース10		プラス	マイナス	
ケース11		マイナス	プラス	
ケース12	設立3年未満の法人			
ケース13	0%未満 【債務超過】	マイナス	マイナス	不許可

<個人の場合>

ケース	直前期の資産状況	直前3年の 所得税の納税状況	必要書類等
ケース1	資産 ≥ 負債	納税が発生している年がある	基本書類
ケース2		毎年、納税が発生していない	
ケース3	資産 < 負債	—	基本書類+追加書類
ケース4	起業3年未満の個人		

※納税状況については、「納税が発生していない」場合でも、青色申告特別控除前の金額（白色申告では収支内訳書の所得金額）がプラスであれば、「納税が発生している」ものとして取り扱うこととします。

経理的基礎の審査の考え方については、本県において別途定める「産業廃棄物処理業等許可に係る経理的基礎の審査ガイドライン」を参照してください。

収支・資金計画書（法人用）

収支計画

（単位： 千円）

		直前期	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
A 売上高	産業廃棄物部門売上高						
	その他売上高						
	小計（内訳は書式3による）	0	0	0	0	0	0
B 売上原価	外注費						
	労務費						
	減価償却費						
	維持管理積立金						
	その他						
	小計	0	0	0	0	0	0
C 売上総利益 (A-B)		0	0	0	0	0	0
D 販売管理費	役員報酬						
	人件費						
	減価償却費						
	その他						
	小計	0	0	0	0	0	0
E 営業利益 (C-D)		0	0	0	0	0	0
F 営業外収益							
G 営業外費用							
H 経常利益 (E+F-G)		0	0	0	0	0	0
I 特別利益							
J 特別損失							
K 税引前当期純利益 (H+I-J)		0	0	0	0	0	0
L 法人税、住民税及び事業税							
M 当期純利益 (K-L)		0	0	0	0	0	0
N 前期繰越利益			0	0	0	0	0
O 当期末処分利益		0	0	0	0	0	0

こちらの欄には直前の決算書の貸借対照表の繰越利益余剰金を記載してください。

こちらの欄には、直前の決算書中の貸借対照表の流動資産における現金・預金の合計額を記載してください。

資金計画

①前期繰越金		0	0	0	0	0
②償却前利益 (M+減価償却費)		0	0	0	0	0
③借入実行額						
④その他資金調達						
⑤設備投資支払額						
⑥借入金返済額						
⑦次期繰越金 (①+②+③+④-⑤-⑥)	0	0	0	0	0	0

改善に向けた具体策

項目	実績評価	改善内容
純資産		
売上高	直前3年の赤字・債務超過等の要因の説明を、各項目に対応するように記載してください。	左記の各実績評価の内容を踏まえて、改善に向けた具体策を記載してください。
売上原価		
経費		
その他		

収支・資金計画書（個人用）

収支計画

（単位： 千円）

		直前期	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
A	売上高						
B	売上原価						
C	売上利益（ $C = A - B$ ）	0	0	0	0	0	0
D	その他収入						
E	その他経費						
F	差引利益（ $F = C + D - E$ ）	0	0	0	0	0	0
G	各種引当金・準備金等繰戻額等						
H	各種引当金・準備金等繰入額等						
I	所得額（ $I = F + G - H$ ）	0	0	0	0	0	0

資金計画

①前期繰越金		0	0	0	0	0
②税引後所得金額						
③借入実行額						
④その他資金調達						
⑤設備投資支払額						
⑥借入金返済額						
⑦次期繰越金（ $①+②+③+④-⑤-⑥$ ）	0	0	0	0	0	0

改善に向けた具体策

項目	実績評価	改善内容
純資産		
売上高		
売上原価		
経費		
その他		

売上高内訳書

< 1 年度目 >

産業廃棄物処理業等	品目	取り扱い量	単価 (円)	売上額 (円)
	小計			
その他事業	事業内容			売上額 (円)
	小計			
合計				

< 2 年度目 >

産業廃棄物処理業等	品目	取り扱い量	単価 (円)	売上額 (円)
	小計			
その他事業	事業内容			売上額 (円)
	小計			
合計				

<3年度目>

産業廃棄物処理業等	品目	取り扱い量	単価（円）	売上額（円）
	小計			
その他事業		事業内容	売上額（円）	
		小計		
合計				

<4年度目>

産業廃棄物処理業等	品目	取り扱い量	単価（円）	売上額（円）
	小計			
その他事業		事業内容	売上額（円）	
		小計		
合計				

<5年度目>

産業廃棄物処理業等	品目	取り扱い量	単価（円）	売上額（円）
	小計			
その他事業	事業内容			売上額（円）
	小計			
合計				

2 優良産業廃棄物処理業者認定制度について

(1) 制度の概要

産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物処理業者を含む。以下同じ。以下「処理業者」という。）の申請により、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（以下「優良基準」という。）への適合性を審査し認定（以下「優良認定」という。）を行うものです。優良認定を受けた処理業者については、許可証

へ優良処理業者の証として「（マル優マーク）」が示されるとともに、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間が7年となるという特例があります。

また以下に示す書類が産業廃棄物処理業の許可の更新申請や、事業範囲の変更時の許可の申請をする際に省略ができます。

- ・ 事業計画の概要を記載した書類（※）
- ・ 直前3年の財務諸表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ・ 定款又は寄附行為
- ・ 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（産業廃棄物処分量。特別管理産業廃棄物処分量についての申請時のみ）（※）

（※）事業範囲の変更時の許可の申請の場合、「事業計画の概要を記載した書類」及び「処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類」については添付の必要があるため、ご注意ください。

(2) 申請時期

5年若しくは7年毎の更新許可申請時となります。

(3) 優良基準

- ① 遵法性に係る基準
- ② 事業の透明性に係る基準
- ③ 環境配慮の取組に係る基準
- ④ 電子マニフェストに係る基準
- ⑤ 財務体質の健全性に係る基準

(4) 申請書類等

その他、申請書類、申請手続等の優良処理業者認定制度の詳細については、「優良産廃処理業者認定制度マニュアル（改訂平成27年3月）（環境省）」及び「優良産廃処理業者認定制度認定取得の手引き（平成30年2月）（三重県）」を参照してください。

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
三重県知事殿	
申請者 〒***-*** 住 所 三重県〇〇市〇〇町〇番地 氏 名 三重〇株式会社 代表取締役 三重一郎 電話番号 059-〇〇〇-〇〇〇〇	
代理人 住 所 三重県〇〇市〇〇町〇番地 氏 名 行政書士 伊勢次郎 職印 電話番号 059-〇〇〇-〇〇〇〇	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物処分量の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
許可の年月日及び許可番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日第0242〇〇〇〇〇〇〇号
収集運搬業・処分業の区分	処分
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	中間処分(破碎) がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)
変更の内容	取扱品目(木くず)の追加
変更理由	事業拡大のため
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	種類：破碎施設(既設) 1基 設置場所：三重県〇〇市〇〇町〇番地 設置年月日：令和〇〇年〇〇月〇〇日 処理能力：20t/日(8h) 許可年月日：令和〇〇年〇〇月〇〇日 許可番号：環境第〇〇号
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	様式1-2のとおり
※ 事務処理欄	

特別管理産業廃棄物処分業許可申請書	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
三重県知事殿	
申請者 〒***** 住所 三重県〇〇市〇〇町〇番地 氏名 三重〇株式会社 代表取締役 三重一郎 電話番号 059-〇〇〇-〇〇〇〇	
代理人 住所 三重県〇〇市〇〇町〇番地 氏名 行政書士 伊勢次郎 職印 電話番号 059-〇〇〇-〇〇〇〇	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定により、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)	中間処分(焼却) 引火性廃油
事務所及び事業場の所在地	事務所 〇〇市〇〇町〇番地 電話番号 059-〇〇〇-〇〇〇〇
	事業場 〇〇市〇〇町〇番地 他〇筆 電話番号 059-〇〇〇-〇〇〇〇
事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)	種類: 焼却施設 設置場所: 三重県〇〇市〇〇町〇番地 設置年月日: 令和〇〇年〇〇月〇〇日 処理能力: 40 t/日(8h) 1基 許可年月日: 令和〇〇年〇〇月〇〇日 許可番号: 環境第〇〇号
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	所在地: 三重県〇〇市〇〇町〇番地 面積: 〇〇㎡(引火性廃油) 保管上限: 〇m ³ (有効容量〇m ³ タンク2基) 積み上げ最高高さ: -m
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	様式1-2のとおり
※ 事 務 処 理 欄	

特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
三重県知事殿	
申請者 〒***-**** 住 所 三重県〇〇市〇〇町〇番地 氏 名 三重〇株式会社 代表取締役 三重一郎 電話番号 059-〇〇〇-〇〇〇〇	
代理人 住 所 三重県〇〇市〇〇町〇番地 氏 名 行政書士 伊勢次郎 職印 電話番号 059-〇〇〇-〇〇〇〇	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
許可の年月日及び許可番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日 第0247〇〇〇〇〇〇〇号
収集運搬業・処分業の区分	処分業
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあつては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)	中間処理(焼却) 引火性廃油
変更の内容	取扱品目(腐食性廃酸及び腐食性廃アルカリ)及び 中間処理(中和)の追加
変更理由	事業拡大のため
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	種類：中和施設(追加) 設置場所：三重県〇〇市〇〇町〇番地 設置年月日：令和〇〇年〇〇月〇〇日 処理能力：20m ³ /日(8h)1基 許可年月日：－ 許可番号：－
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	様式1-2のとおり
※事務処理欄	

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分業変更届について

1 変更届の提出方法

I 県内業者の場合

正本1部、副本1部（届出書を受理した後に返却します。）を管轄する地域防災総合事務所（または地域活性化局）環境室へ提出してください。

II 県外業者の場合（県外業者であって、事務所、事業場及び移動式の処理施設の保管場所のいずれも県内に有さず、県外に移動式の処理施設の保管場所を有する場合）

正本1部、副本1部（届出書を受理した後に返却します。）を県庁環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課へ提出してください。

変更届は、変更日から**10日以内（商業登記簿謄本の添付を必要とする場合は30日以内）**に提出してください。ただし、遠隔地等でやむを得ず郵送する場合は、副本の返信用封筒（送付先を記入し、副本重量分の切手を貼付したもの）を同封してください。

2 変更届添付書類

変 更 事 項	添 付 書 類
氏名又は名称	<法人の場合> ①定款又は寄附行為 ②商業登記簿謄本（ 履歴事項全部証明書 ）
	<個人の場合> ①住民票（ 本籍地記載のもの ） ②精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
住所	<法人の場合> ①商業登記簿謄本（ 履歴事項全部証明書 ） ②変更後の事務所及び事業場の付近の見取図 注）②は、事務所及び事業場に変更がある場合に添付すること。
	<個人の場合> ①住民票（ 本籍地記載のもの ） ②変更後の事務所及び事業場の付近の見取図 注）②は、事務所及び事業場に変更がある場合に添付すること。
事務所及び事業場の所在地	①変更後の事務所及び事業場の付近の見取図
役員（代表者を含む。）	①役員株主等新旧対照表【様式7】 ②商業登記簿謄本（ 履歴事項全部証明書 ） ③役員の住民票（ 本籍地記載のもの ） ④役員の精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 注）③④は、新たに追加された者のみ添付すること。
株主又は出資者	<株主又は出資者が法人の場合> ①役員株主等新旧対照表【様式7】 ②株主又は出資者の商業登記簿謄本（ 履歴事項全部証明書 ） 注）②は、新たに追加された法人のみ添付すること。
	<株主又は出資者が個人の場合> ①役員株主等新旧対照表【様式7】 ②株主又は出資者の住民票（ 本籍地記載のもの ） ③株主又は出資者の精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 注）②③は、新たに追加された者のみ添付すること。

<p>政令で定める使用人</p>	<p>①役員株主等新旧対照表【様式7】 ②使用人の住民票（本籍地記載のもの） ③使用人の精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 注）②③は、新たに追加された者のみ添付すること。 使用人であることの申立書（任意様式）を求めることがあります。</p>
<p>法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）</p>	<p><法定代理人が法人の場合> ①役員株主等新旧対照表【様式7】 ②法定代理人の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ③法定代理人の役員の住民票（本籍地記載のもの） ④法定代理人の役員の精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 注）③④は、新たに追加された者のみ添付すること。</p>
	<p><法定代理人が個人の場合> ①役員株主等新旧対照表【様式7】 ②法定代理人の住民票（本籍地記載のもの） ③法定代理人の精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類</p>
<p>事業の用に供する施設（運搬容器その他これに類するものは除く。）並びにその設置場所及び構造又は規模</p>	<p>P3 「2. 事業の用に供する施設（保管場所を含む。）の構造等を明らかにする書類」、「3. 施設の所有権又は使用権原を有することを証する書類」参照 注）変更又は新たに追加された施設のみ添付すること。</p>
<p>産業廃棄物処分業者にあつては、保管の場所に関する事項</p>	<p>P3 「2. 事業の用に供する施設（保管場所を含む。）の構造等を明らかにする書類」、「3. 施設の所有権又は使用権原を有することを証する書類」参照 注）変更又は新たに追加された施設のみ添付すること。</p>
<p>住所・法人名・代表者の変更により、許可証の書き換えを希望される場合は、許可証（原本）を返納する必要がありますので、届出時又は書き換え後の許可証の交付までに、旧許可証を返納してください。 なお、旧許可証を後日返納する場合は、届出時に許可証の写しを添付してください。また、旧許可証を郵送で返納する場合は、返納後に新しい許可証を交付します。 郵送により新しい許可証の交付を希望される場合は、許可証の重量分（副本を同時に返送する場合は、その重量分も含む。）の郵送料に簡易書留料 320 円を追加した切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。</p>	

※商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、住民票、登記事項証明書（登記されていないことの証明書）（東京法務局が交付する成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する書類。以下同じ。）等**発行日のある添付書類については届出日以前3ヶ月以内に発行された最新の情報にかか**るものを添付してください。これらの書類については原本と写しを提出していただき、確認後、原本を返却することが可能です。郵送での返却を希望される場合は必要な分の切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。

※「**精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類**」として、**登記事項証明書（登記されていないことの証明書）**を添付してください。これによらない場合、**医師の診断書、認知症に関する試験結果等**を添付してください。

産業廃棄物処理業~~廃止~~届出書
変更

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事殿

届出者 〒***-****

住所 三重県〇〇市〇〇町〇番地

氏名 三重〇株式会社

代表取締役 三重一郎

電話番号 059-〇〇〇-〇〇〇〇

代理人 住所 三重県〇〇市〇〇町〇番地

氏名 行政書士 伊勢次郎 職印

電話番号 059-〇〇〇-〇〇〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第024……号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について~~廃止~~したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。
変更

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)	(法人名の変更) 株式会社三重県環境部 (処理施設の変更) 別紙処理施設新旧対照図面のとお り	株式会社三重県

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法廷代理人、株主及び出資をしている者の変更			
(ふりがな) 名 称	住 所		
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法廷代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	住 所
	役職名・呼称	住	所
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> ※法定代理人、役員(代表者を含む)、株主又は出資者、政令で定める使用人 が変更の場合はこの欄へ追加になった者のみ記載してください。 </div>			

廃止又は変更の理由 法人名、処理施設の変更

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日(法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日)以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物処理業 ~~廃止~~ 届出書
 変更

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事殿

届出者 〒***-***
 住所 三重県〇〇市〇〇町〇番地
 氏名 三重〇株式会社
 代表取締役 三重一郎
 電話番号 059-〇〇〇-〇〇〇〇

代理人 住所 三重県〇〇市〇〇町〇番地
 氏名 行政書士 伊勢次郎 職印
 電話番号 059-〇〇〇-〇〇〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第024……号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る以下の事項について ~~廃止~~ したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項 変更 において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項を除く。)	(処理施設の変更) 別紙処理施設新旧対照図面のとおり (役員の変更) 別紙役員等新旧対照表のとおり	
変更した事項の内容(規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項)		
(変更内容が法人に係るものである場合) ※法廷代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 名 称	住 所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法廷代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所
しまじろう 志摩次郎	昭和25年10月10日	三重県〇〇市〇〇町〇番地
	取締役	三重県〇〇市〇〇町〇番地
廃止又は変更の理由		
取締役、処理施設の変更		
備考		
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日(法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日)以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

役員・株主等新旧対照表					
新（変更後）			旧（変更前）		
役職名	しめい 氏名	変更の内容	役職名	しめい 氏名	変更の内容
代表取締役	みえ じろう 三重 次郎		代表取締役	みえ じろう 三重 次郎	
取締役	しま じろう 志摩 次郎	新任	取締役	とば じろう 鳥羽 次郎	退任
監査役	ごてんば たろう 御殿場 太郎		監査役	ごてんば たろう 御殿場 太郎	

※ 注意事項

- ① 氏名には必ずふりがなを記載すること。
- ② 役員の変更の場合は、監査役を含む役員全員及び政令第 6 条の 10 で定める使用人を記載すること。
- ③ 新・旧の欄には、変更後、変更前のすべての役員等を記載すること。
- ④ 変更の内容欄には、新任・退任の別を記載すること。

(特別管理) 産業廃棄物処理業に係る特定欠格要件該当届について

1 届出書の提出先及び提出部数

I 県内業者の場合

正本1部、副本1部を管轄する地域防災総合事務所（または地域活性化局）環境室へ提出してください。

II 県外業者の場合

正本1部、副本1部を県庁環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課（県内に事務所、事業場を有する事業者は管轄する地域防災総合事務所（または地域活性化局）環境室）へ提出してください。

遠隔地等でやむを得ず郵送する場合は、返信用封筒（送付先を記入し、副本郵送分の切手を貼付したもの）を同封してください。

2 届出の義務

本届出は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第4項の規定に基づく場合は下記の特定欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に、同法第7条の2第5項の規定に基づく場合は遅滞なく、届け出ることが義務付けられています。

この義務に違反した場合は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

なお、下記特定欠格要件に該当するに至った場合、本届出に先立って廃業の届出を行っても本届出の義務は免れられませんので、廃業の届出のみを行って、下記特定欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に又は遅滞なく本届出を行わなかった場合も届出義務違反となり、上記罰則の対象となります。

3 特定欠格要件

《法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第4項の規定に基づく場合》

- ・申請者が下記の欠格要件のいずれかに該当するに至った場合。

条項	説明
法第14条第5項第2号 イ (法第7条第5項第4号イ又はチに係るものを除く。)	法第7条第5項第4号ロからトまでのいずれかに該当する者
法第7条第5項第4号 ロ	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
法第7条第5項第4号 ハ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
法第7条第5項第4号 ニ	この法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
法第7条第5項第4号 ホ	法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（同法内において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人の場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号により取消された場合を除く。）は、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
法第7条第5項第4号 ヘ	法第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（同法内において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物もし

	くは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
法第7条第5項第4号 ト	へに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物もしくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
法第14条第5項第2号 ハ （法第7条第5項第4号イ若しくはチ又は法第14条第5項第2号ロに係るものを除く。）	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が同号イに該当するもの
法第14条第5項第2号 ニ （法第7条第5項第4号イ若しくはチ又は法第14条第5項第2号ロに係るものを除く。）	法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに同号イに該当する者のあるもの
法第14条第5項第2号 ホ （法第7条第5項第4号イ若しくはチ又は法第14条第5項第2号ロに係るものを除く。）	個人で政令で定める使用人のうちにイに該当する者のあるもの

《法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第5項の規定に基づく場合》

・申請者、法定代理人、役員又は使用人が法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者（精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者）に該当するに至った場合。具体的には、事故等により重度の知的障害や精神障害を負った場合など。

条項	説明
法第14条第5項第2号 イ （法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）	法第7条第5項第4号イに該当する者
法第7条第5項第4号 イ	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの（精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）

(特別管理) 産業廃棄物処理業に係る特定欠格要件該当届出書

令和 年 月 日

三重県知事 殿

届出者 〒514-8570
 住 所 三重県津市広明町 1 3 番地
 ふりがな
 氏 名 株式会社 みえけんかんきょうぶ 三重県環境部
 代表取締役 三重 太郎

電話番号 059-224-2475

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇 2 4 〇〇〇〇〇〇〇〇号で受けた(特別管理)産業廃棄物処理業の許可について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 5 項第 2 号イ(同法第 7 条第 5 項第 4 号イ又はチに係るものを除く。)並びに第 1 4 条第 5 項第 2 号ハからホまで(同法第 7 条第 5 項第 4 号イ若しくはチ又は第 1 4 条第 5 項第 2 号ロに係るものを除く。)に規定される欠格要件に該当するに至ったため、又は同法第 1 4 条第 5 項第 2 号イ(同法第 7 条第 5 項第 4 号イに係るものに限る。)に該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当するに至ったため、同法第 1 4 条の 2 第 3 項において準用する同法第 7 条の 2

第 4 項
 第 5 項 の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

該当するに至った欠格要件	法第 1 4 条第 5 項第 2 号 イ ハ <input checked="" type="radio"/> ホ (いずれかを○で囲む)
当該欠格要件に該当するに至った具体的事由	当社役員のうち 1 名が傷害の罪に問われ、令和〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇裁判所において有罪の判決を受け、刑が確定した。
当該欠格要件に該当するに至った年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分業の申請についての御相談は、

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL 059-224-2475 (廃棄物規制・審査班)、3310 (廃棄物政策班)、2385 (リサイクル推進班)

ホームページ 三重の環境URL <http://www.pref.mie.lg.jp/eco/index.shtm>

または、管轄する**地域防災総合事務所環境室**もしくは**地域活性化局環境室**へお問い合わせください。

窓 口	管 轄	住 所	電 話 番 号
桑名地域防災総合事務所 環境室	桑名市、いなべ市、 木曾岬町、東員町	〒511-8567 桑名市中央町5-71	TEL 0594-24-3624
四日市地域防災総合事務所 環境室	四日市市、菰野町、 朝日町、川越町	〒510-8511 四日市市新正4-21-5	TEL 059-352-0593
鈴鹿地域防災総合事務所 環境室	鈴鹿市、亀山市	〒513-0809 鈴鹿市西条5-117	TEL 059-382-8675
津地域防災総合事務所 環境室	津市	〒514-8567 津市桜橋3-446-34	TEL 059-223-5083
松阪地域防災総合事務所 環境室	松阪市、多気町、 明和町、大台町	〒515-0011 松阪市高町138	TEL 0598-50-0530
南勢志摩地域活性化局 環境室	伊勢市、鳥羽市、 志摩市、玉城町、 度会町、大紀町、 南伊勢町	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2	TEL 0596-27-5405
伊賀地域防災総合事務所 環境室	伊賀市、名張市	〒518-8533 伊賀市四十九町2802	TEL 0595-24-8078
紀北地域活性化局 環境室	尾鷲市、紀北町	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1	TEL 0597-23-3469
紀南地域活性化局 環境室	熊野市、御浜町、 紀宝町	〒519-4393 熊野市井戸町371	TEL 0597-89-6937

電子マニフェストについて

県では、紙マニフェストに比べ、遵法性、透明性が高くコスト削減にも寄与することから利用推奨しています。

契約や利用についての問合せ先：**公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター**

TEL 0800-800-9023 (月曜日から金曜日の9:00~17:00、なお、祝祭日・年末年始は除きます)

紙マニフェストについて

販売先：**一般社団法人 三重県産業廃棄物協会**

〒510-0074 四日市市鶴の森1丁目2番19号 (マルキビル5F) TEL 059-351-8488

建設系マニフェストの販売先：**一般社団法人 三重県建設業協会**

〒514-0003 津市桜橋2丁目177の2 (三重県建設産業会館) TEL 059-224-4116